

総括基準の要点

原子力損害賠償紛争解決センター

減収分(逸失利益)の算定と利益率について

(要旨)

製造業者の風評被害による減収分(逸失利益)については、福島県内に所在する製造業者が、東京電力に対する直接請求において、中小企業実態基本調査に基づく平均利益率32%を利用して損害額の算定をすることが許容されているときは、当センターにおいても、福島県外に所在する製造業者も含め、平均利益率32%を用いて損害額の算定をするものとする。

ただし、被害者により有利な損害算定方法がある場合を除く。

(理由)

① 製造業における風評被害については、福島県内に所在する製造業者が東京電力に対して直接請求した場合には、平均利益率32%を用いて減収分(逸失利益)の算定をすることを東京電力が認めているのに、当センターに申立てがなされた場合には、平均利益率32%を用いた減収分(逸失利益)の算定を認めないとの主張を東京電力が行うケースがみられる。

② 信頼性のある統計数値(中小企業実態基本調査に基づく平均利益率)を用いることは、一つの合理的な損害算定方法であり、莫大な数の案件の大量処理が必要な場合などには、紛争全体の適正迅速な解決を容易にする効果をもたらすという優れた方法である。

また、被害者と東京電力との間の和解交渉(直接請求)において東京電力が許容している損害算定方法を、和解交渉の延長に当たる当センターの和解仲介手続において東京電力が否認するということは、被害者が当センターへの申立てをためらうことの原因となり、賠償問題の解決システムの円滑な運用を阻害するとも考えられる。

したがって、直接請求において平均利益率を用いる損害算定を賠償義務者が許容しているときには、被害者により有利な損害算定方法がある場合を除き、当センターにおいても同様の方法を用いるのが相当である。

③ 総括委員会は、平成24年7月5日、被害者の東京電力に対する直接の請求に対して東京電力の回答があった損害項目については、同回答金額の範囲内の損害主張は格別の審理を実施せずに損害を認定し、同回答金額を上回る部分についてのみ実質的な審理判断の対象とする、との総括基準を策定している。本総括基準は、当センターの和解仲介手続を、被害者と東京電力の和解交渉(直接請求)の延長と位置づけ、簡易・迅速な処理を目指すという点において、7月5日決定の総括基準と同趣旨で定められたものといえる。

以上